

水道産業国際展開に係る政府の動き

日本の高い水道技術を活かし、水道分野における国際展開を推進するため、民間企業や自治体等による活動を支援し、関係者一体の施策展開を図る。

日本経済再生本部(平成24年12月26日 閣議決定により設置)

(資源確保・インフラ輸出戦略の推進)

世界各地の現場で働く邦人の安全を最優先で確保しつつ、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保と我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しするため、内閣官房長官は関係大臣と協力して、関係閣僚会議の場などを通じて推進すること。

(平成25年1月25日 第3回会合)

経協インフラ戦略会議(平成25年3月12日 内閣総理大臣決裁により設置)

インフラシステム輸出戦略(平成25年5月17日 第4回経協インフラ戦略会議決定)

(中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進)

- ・医療、リサイクル、水分野など特定分野においてポテンシャルを有する中小・中堅企業への支援、地方自治体の海外展開について後押しする。

水道産業の国際展開に係る厚生労働省の取組

厚生労働省では、案件形成段階から、官民が密接に連携して相手国に關与し、日本企業の受注を後押しするため、東南アジアを中心とする途上国においてセミナーや現地調査等を実施している。

来年度も実施する予定であるので、関心のある民間企業や水道事業者等の積極的な参加をお待ちしている。

◆水道セミナー及び現地調査:

相手国の水道事業関係者を対象に水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業をPRするとともに、海外案件の発掘のため本邦企業による現地調査を行い、現地政府、水道事業者等に日本型水道システムの導入を提案。

【平成26年度】ラオス(写真上段)

インドネシア(写真下段)

ベトナム



水道セミナー会場



ラオス公共事業省ブンチャン大臣表敬



インドネシア公共事業省との協議



急速ろ過の既設浄水場視察

◆官民連携型案件発掘調査:

施設、設備導入や水道事業への参入につなげるため、本邦の水道事業者と民間企業が共同で行う案件発掘調査を支援。 【平成26年度】ベトナム 2件

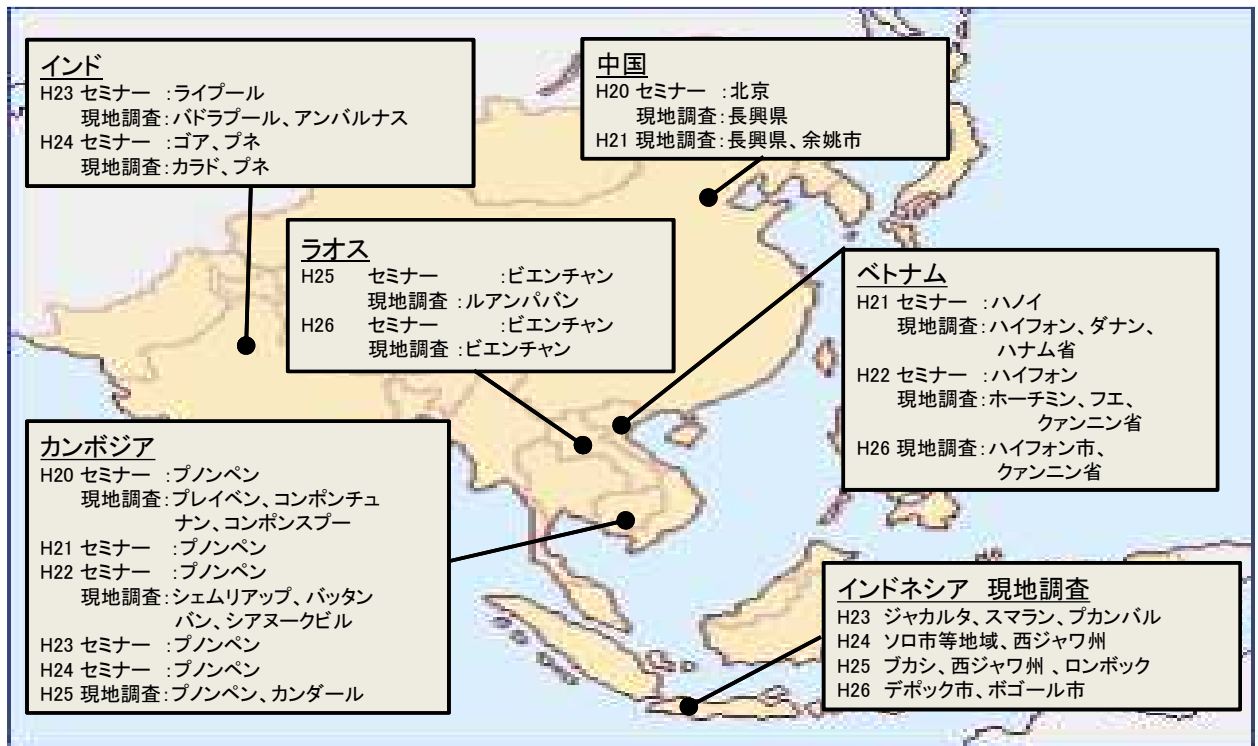
民間企業
施設の設計・建設
高度な水処理技術



地方自治体
水道事業運営
ノウハウ

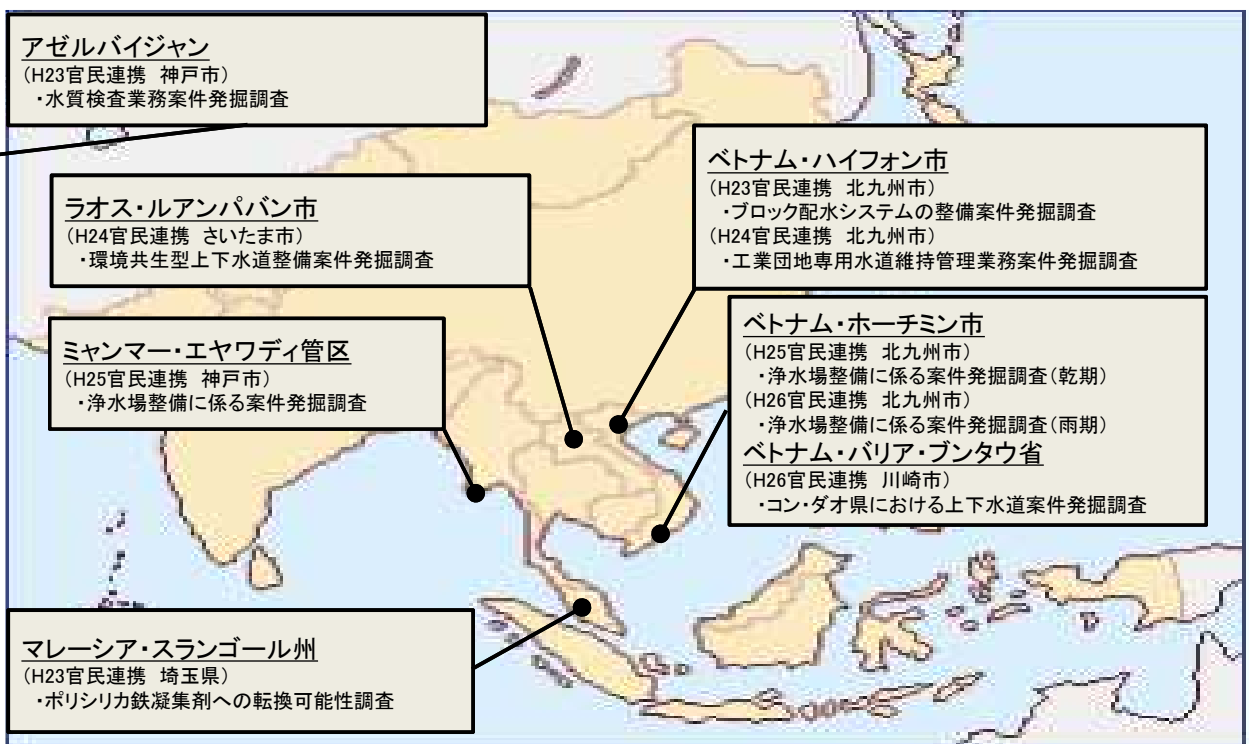
水道産業国際展開推進事業

(水道セミナー、現地調査 H20年度～)



水道産業国際展開推進事業

(官民連携型案件発掘調査 H23年度～)



水質基準等の見直し

【水質基準項目】(平成27年4月1日施行)

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準の見直し

| 項目 | 現行基準値 | 新基準値 |
|---------|-------------|-------------|
| ジクロロ酢酸 | 0.04 mg/L以下 | 0.03 mg/L以下 |
| トリクロロ酢酸 | 0.2 mg/L以下 | 0.03 mg/L以下 |

【水質管理目標設定項目】(平成27年4月1日施行予定)

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)及び対象農薬リスト掲載農薬類の目標値の見直し

| 項目 | 現行目標値 | 新目標値 |
|------------------|--------------|--------------|
| フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) | 0.1 mg/L以下 | 0.08 mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L以下 | 0.05 mg/L以下 |
| オキシ銅(有機銅) | 0.04 mg/L以下 | 0.03 mg/L以下 |

検査方法告示 今後の改正予定

- フェノール LC/MS法の追加
- 標準原液・標準液および試薬の信頼性確保

標準原液について、計量法に基づく国家計量標準にトレーサビリティが確保されたものを用いてもよいとする規定を追加する。ただし、濃度については各別表にある標準原液濃度のとおりとする。

飲料水健康危機管理要領について (平成9年策定、平成25年最終改正)

<目的>

- 飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図る。

<対象となる飲料水>

- 水道水(水道法の規制対象)
- 小規模水道水(水道法非適用の水道水)
- 井戸水等(個人が井戸等からくみ上げて飲用する水)

※ボトルウォーターは食品衛生法により措置されるため対象外

<情報収集の対象>

- 水道水の水道原水に係る水質異常
- 水道施設等において生じた事故
- 水道水を原因とする食中毒等の発生
- 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生



国における情報伝達、広報、対策の実施等を規定

飲料水健康危機管理要領について

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」

(平成25年10月25日付け健水発第1025第1号水道課長通知)

- 水道原水又は水道水、飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常を把握した場合、都道府県等や水道事業者等に対し、厚生労働省へ報告を依頼。
- クリプトスポリジウム等の検出についても、当該通知の報告様式を用いて報告。

「浄水処理対応困難物質」の設定について

対象物質の要件

- 通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質

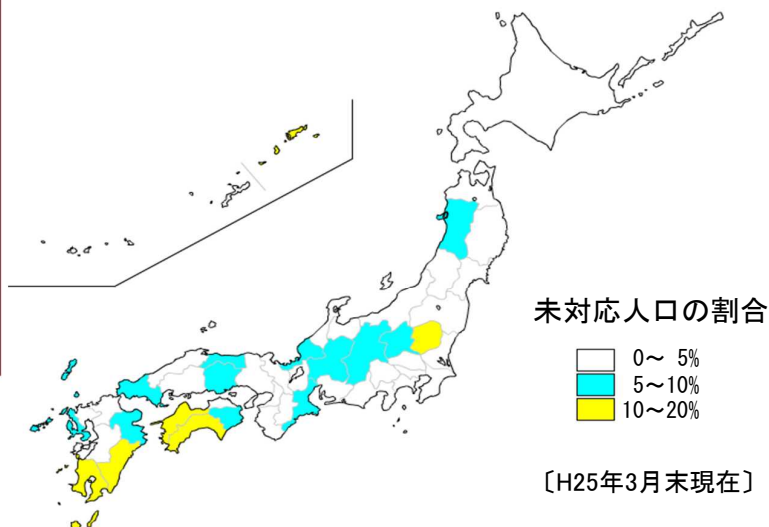
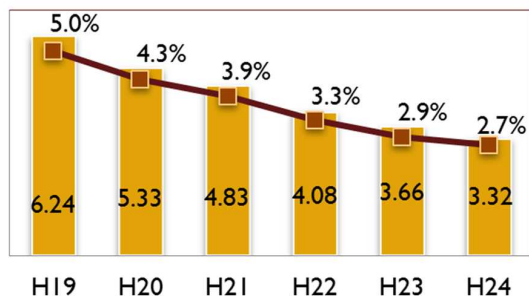
対象物質の取り扱い

- 水道水源に排出された場合、水道水質事故の原因となることを排出側に知らせ、注意を促すことが重要
- 水道水源に流入した場合に速やかに連絡される体制を構築するため、関係者との連携に努める
- 浄水施設に対する当該物質によるリスクの把握に努める

クリプトスポリジウム等対策の実施状況

■ 未対応、検討中の浄水施設人口（百万人）

■ 未対応人口割合（％）



- レベル判定実施率は、クリプトスポリジウム対策指針の策定後、向上している。
- 対策が必要なレベル3とレベル4の浄水施設のうち、2.7%の浄水施設（給水人口332万人）においては、対策を検討中となっている（H24年度末）。

水道事業体の水質検査の委託に関する留意点

水道事業体を対象にした、精度管理や検査内容の確認状況、委託料金等についての調査の結果から以下の課題が判明。

- 登録検査機関の主な選定理由として、価格面や立地面を重視。水道GLP等を取得した信頼性が高い登録検査機関を選定する水道事業体は少ない。
- 登録検査機関以外の施設保守管理会社や水質分析機関等に委託する事例等契約形態が適切ではない。
- 水質検査の結果の確認について、水質分析の成績書の提出だけを求め水質検査の内容自体を把握していない。
- 登録検査機関の選定や委託後において精度管理の状況を把握していない。
- 水質検査の委託契約の中で、緊急時の水質検査の取り決めがない。
- 委託費用について、水質検査の実施に必要なコストを見込むことが困難な程の低廉な価格で業務を委託している。

水質検査の信頼性確保に関する取組検討会報告を踏まえて、水道法施行規則を改正 (平成24年4月1日施行)

水道事業者等

- 適切な委託の確保(書面契約、適切な委託料、迅速な検査、日常業務確認調査により検査内容確認、臨時検査の実施等)
- 適切な業務発注の確保(適切な特記仕様書や費用積算、精度管理状況の把握、低入札価格調査等の活用、落札業者の積算確認)
- 水質検査計画の充実(委託内容の具体化)

水質検査は、水道の安全性を確認する重要なものですので、信頼性の高い検査の実施が確保されるよう、適切な水質検査の委託の徹底をお願いいたします。

「水道水質検査方法の妥当性ガイドライン」策定

標準検査法が定められていない項目

- 要検討項目や対象農薬リストに掲載されていない農薬類の標準検査法を従来の方法で早急に定めることは容易ではない。
- 標準検査法が定められていない項目については、得られた検査結果の信頼性が十分でなく、これらの結果の活用に限界がある。

標準検査法がある項目

- 標準検査法には、同等以上の機器等の使用を認める記述がなされているが、同等以上の判断は個々の検査機関に委ねられており、科学的な判断基準はこれまでなかった。
- 標準検査法は、検査法としての妥当性は確認されているが、個々の検査機関の検査実施標準作業書等に定める試験手順や使用する機器、設備等の妥当性を検証する必要がある。

各検査機関が検査実施標準作業書等に示す検査方法の妥当性を評価する基準として、先行していた食品分野を参考に、妥当性評価ガイドラインを作成し平成24年9月に通知(本ガイドラインの適用は平成25年10月1日から)。
また、本ガイドラインに係るQ&A集を平成26年1月に発出。

- 登録水質検査機関の指導・監督については、登録時及び3年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、外部精度管理によって問題が発覚した検査機関に対する助言、指導を実施。
- これらの指導等に加えて、登録水質検査機関における水質検査の更なる信頼性を確保するべく、登録水質検査機関における日常の水質検査業務管理において遵守すべき要領を策定。
- 業務管理要領に基づいた業務の実施状況については、日常業務確認調査でも調査する。

「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会」にて要領案を検討し、平成24年9月21日に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について」通知。

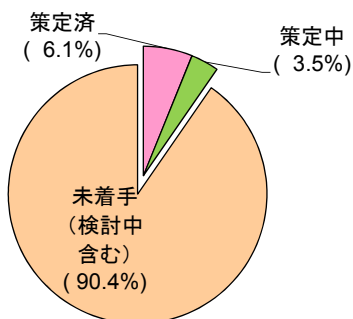
水道水源事故対応の現状と課題

水道水源のリスク把握

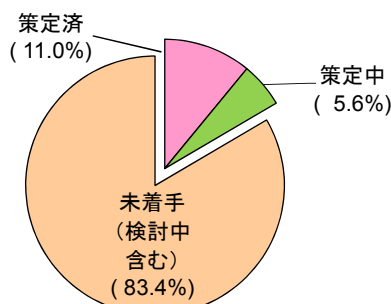
- 安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要。
- **水安全計画**の策定手法が有効だが、策定率は1割に満たない。（平成25年3月末時点）
- リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きく、効率化が必要。

中小規模の水道事業者等を念頭に
おいた水安全計画策定支援方
策が必要。

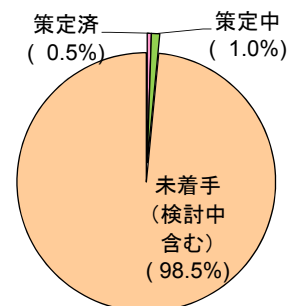
作成支援ツール簡易版の開発



全事業者



上水道事業、又は
用水供給事業を経営



簡易水道事業のみ経営

貯水槽水道の管理水準向上のために

「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」

(平成22年3月25日健水発0325第5号水道課長通知)

- 簡易専用水道の管理の検査の受検率は8割程度にとどまっており、地域によってはさらに低い場合もある。
- 条例等により設置者の施設設置の届出を制度化し、併せて水道事業者等から定期的に施設所在地の情報提供を受けることにより、施設所在地を把握している行政庁において、法定検査の受検率が高い傾向。
- 行政庁と水道事業者の間で、貯水槽水道の施設所在地情報の共有化を促進し、簡易専用水道の受検指導を効果的に行うことで法定検査受検率向上の推進をお願いしたい。
- 法定検査の結果、特に衛生上問題がある状況が認められる場合において、設置者から行政庁へその旨報告することとされているが、この規定は設置者の了解を得た上で検査を実施した登録簡易専用水道検査機関が代行して行政庁に報告すること(代行報告)を妨げるものではない。

衛生行政部局と水道事業者等との貯水槽水道の情報共有、登録水質検査機関による検査結果の代行報告、未受検施設への指導実施を組み合わせることで、貯水槽水道の管理水準の向上につなげたい。